輸出統計品目表第〇八・〇八項を次のように改める。

08.08		りんご、梨及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	
0808.10	000	―りんご	KG
0808.30	000	―梨	KG
0808.40	000	―マルメロ	KG

輸出統計品目表第〇八・〇九項中

「	0809.20	000	―さくらんぼ	KG 」を
「			―さくらんぼ	」に
	0809.21	000	――サワーチェリー（プルヌス・ケラスス）	KG
	0809.29	000	――その他のもの	KG

改める。

輸出統計品目表第〇八―一〇・一一〇号の次に次の一号を加える。

0810.30	000	―ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー	KG

輸出統計品目表第〇八―一〇・四〇号中「バキニウム属」を「ヴァキニウム属」に改め、同表第〇八―一〇・六〇号の次に次の一号を加える。

0810.70	000	―柿	KG

輸出統計品目表第〇八―一〇・九〇号を次のように改める。

0810.90	000	―その他のもの	KG

輸出統計品目表第〇九・〇四項中

「	0904.20	000	―とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）	KG 」を
「			―とうがらし属又はピメンタ属の果実	
	0904.21	000	――乾燥したもの（破砕及び粉砕のいずれもしてないものに限る。）	KG
	0904.22	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG 」に

改める。

輸出統計品目表第〇九・〇五項を次のように改める。

09.05		バニラ豆	
0905.10	000	―破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0905.20	000	―破砕し又は粉砕したもの	KG

輸出統計品目表第〇九・〇七項から第〇九・一〇項までを次のように改める。

09.07		丁子（果実、花及び花梗に限る。）	
0907.10	000	―破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0907.20	000	―破砕し又は粉砕したもの	KG
09.08		肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類	
		―肉ずく	
0908.11	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0908.12	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―肉ずく花	
0908.21	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0908.22	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―カルダモン類	
0908.31	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0908.32	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
09.09		アニス、大ういきよう、ういきよう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー	
		―コリアンダーの種	
0909.21	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0909.22	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―クミンの種	
0909.31	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0909.32	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
		―アニス、大ういきよう、カラウエイ又はういきようの種及びジュニパーベリー	
0909.61	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0909.62	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
09.10		しようが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料	
		―しようが	
0910.11	000	――破砕及び粉砕のいずれもしてないもの	KG
0910.12	000	――破砕し又は粉砕したもの	KG
0910.20	000	―サフラン	KG
0910.30	000	―うこん	KG
		―その他の香辛料	
0910.91		――この類の注1(b)の混合物	
	100	―――カレー	KG
	900	―――その他のもの	KG
0910.99	000	――その他のもの	KG

輸出統計品目表第一〇・〇一項から第一〇・〇四項までを次のように改める。

10.01		小麦及びメスリン	
		―デュラム小麦	
1001.11	000	――播種用のもの	MT
1001.19	000	――その他のもの	MT
		―その他のもの	
1001.91	000	――播種用のもの	MT
1001.99	000	――その他のもの	MT
10.02		ライ麦	
1002.10	000	―播種用のもの	MT
1002.90	000	―その他のもの	MT